

生駒市条例第21号

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例

生駒市印鑑条例（平成2年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第3条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第4号中「住民基本台帳に」の次に「旧氏又は」を、「及び」の次に「当該旧氏又は当該」を加え、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第14条第2項中「第6条第4号から第8号まで」を「第6条第4号から第7号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。